

第202回内水面漁場管理委員会

- 1 日 時 平成21年11月26日(木)午後1時30分から
- 2 会 場 ホテル信濃路
- 3 出席者
漁場管理委員 11名
漁業者代表：三枝守、中澤章、古川薫美、松木照武、松本義明
採捕者代表：塩澤美芳、橋詰武、増澤久和
学識経験者：沖野外輝夫、片野修、竹原文子
事務局
中村書記長 他4名
- 4 会議事項
 - (1) 議事録署名委員の指名
 - (2) 長野県漁業調整規則の変更について
 - (3) 遊漁規則の一部改正について
 - (4) 遊漁料の審査基準について
 - (5) 野尻湖から関川等へのコクチバス・オオクチバス逸出調査結果について
 - (6) その他

沖野会長あいさつ 議事に入る。

沖野会長 それでは議事を始めたいと思いますが、一番最初に議事録署名委員をお願いしたいと思います。松木委員、松本委員、お二人、よろしくお願いします。

それでは早速ですが、資料1に基づいて、事務局のほうからご説明をいただきたいと思えます。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 ありがとうございます。いろいろ細かいのがあったわけです。資料の2枚目のところにそれをまとめてありますので、項目はこれを見ていただくほうがわかりやすいかもしれませんね。内容については、今、資料で説明していただきました。何かご質問、ありませんか。はい、どうぞ、三枝さん。

三枝委員 ちょっと確認ですが、ニジマスの解禁に伴うところの、現在の遊漁規則、行使規則等で、ニジマスが禁止にされているところはそのままで対応できるという、そういうふうには理解をしてもいいのか。それと解禁する場合に、各単協で、河川、場所を区切って解禁の場所にしても、そういう対応もできるのか、ちょっとその点をお願いします。

沖野会長 それでは事務局、お願いします。

事務局 全く、三枝委員さんのおっしゃるとおりでございます。調整規則の変更をこのままお

認めいただいて認可されてなったといたしましても、遊漁規則、行使規則は、その時点では変更されておりませんので、ニジマスは禁漁のままでございます、冬期の禁漁は。その上で、各漁協さんがご自分の水域の特徴等を勘案の上、ほかの魚種への影響等も考えていただいた上で、この部分は、冬期、使えるなという水域がございましたら、遊漁規則、行使規則を変更していただいて、有効に利用していただければという考えでございますので、おっしゃったとおりでございます。

沖野会長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ、片野さん。

片野委員 ニジマス釣りの目的にカワウ対策というのが書いてあるんですけど、実際、今、千曲川なんかでも、カワウ、カワアイサが来ていて、そういう効果もあると思うんですけど。もう一つやっぱり、コクチバスが、最近、増えていますよね。特に千曲川で非常に増えているので、やっぱりそういうコクチバス対策にもなるんじゃないかなと思うんですよ。つまり、もちろん釣った人には、それは除去してもらうんだけど、コクチバスが増えているようなところで、例えばニジマス釣りもやって、釣られたものは回収すると。そういう役割もあるんじゃないかなとちょっと思いましたね。

沖野会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。最後の第29条のブラックバスとブルーギルが外れて、アメリカザリガニと雷魚等になる。パッと見たときに、外れてしまうものだからいいのかなという感じがしないでもないけど。これはほかの法律で締めがあるから、そちらのほうが上位で決まっていることだということですよ。

事務局 おっしゃるとおりです。今の状況では調整規則、漁業法による長野県漁業調整規則と、外来生物法でダブって規制になっているという状況で。外来生物法のほうが罰則等厳しいんですね。もっと内容的にも厳しいんです。調整規則のほうでは、移殖、こちらの水域から違う水域へ移すことが禁止になっておりますが、外来生物法では生きたまま持っているだけで、これはもう違反であるとなっておりますので、こちらのほうで、普通、罰せられておりますので、外すと何か不安になるようなところはわかりますけれども、担保されているということでご理解いただきたいと思えます。

あと、これは全国一律で、各県、すべての都道府県の調整規則は、このように変わっていく予定です。

沖野会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それぞれの施行日が若干ずれるところがあるようですけども、これは周知期間があったりということで、仕方のないことのようにです。施行日とあと細かな文章については、事務局に修正をお願いすることにして、とりあえず本件について、もしほかにご意見がなければ、諮問のとおり変更して差しつかえない旨、知事に答申したいと思えますが、よろしいでしょうか。

出席者一同 異議なし。

沖野会長 それではそういうことでよろしくお願いいたします。

次は遊漁規則の一部改正について、事務局、お願いします。資料は資料2になります。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 ありがとうございます。何かご質問おありでしょうか。大多数のところは、割引をさせていただいているということですが、いかがでしょう。裾花漁協の關係に近い方はどなたでしたか。

塩澤委員 釣り人の代表として、私、塩澤でございますけれども、お願いできれば、できれば、全体的には、漁業組合の劣化、もうとにかくこの漁協も赤字、赤字で、これから先どうなるのだという問題は、まだ先送りだけでも、そいつとは違って、サービスという面から見ると、そういう環境の配慮だとか、それでまたそういう人たちの自然に対するいやしいといいますか、そういうようなことに対しての、組合としての、何か一つ、奉仕の精神がほしいなと。そういうことが、釣り人の立場から申し上げると、ただにしろとは言いませんけれども、できるだけ安くしてくださいということでございます。

沖野会長 ご意見としてお伺いしておくということで、とりあえずは、この身体障害者の方に半額というのが提案ですが、よろしいでしょうか。もしお認めいただけるようでしたら、裾花漁協からの遊漁規則の認可について、県から諮問がありましたが、それに対して、原案どおり差しつかえないということで答申したいと思っております。ではそういうことで、よろしく願いいたします。

(3)は、今度は諮問があって答申というわけではなくて、この会でワーキンググループをつくって検討した結果について、県に提案すると、提言するという形になりますが。その内容について、小委員会の委員長の水口先生に今日ご報告いただくはずだったんですが、ご欠席ですので、同じ委員会の委員をしていただいた三枝委員からご説明いただけますか。あと補足を事務局でもしてもらいますので。

三枝委員 それでは、ただいま会長からお話のありましたとおり、小委員会でこの問題を付託されまして、小委員会で検討しろということになっておりましたが。過日、小委員会を開催したわけですが、本日、水口座長さんがそういうことで出席できない状況ですので、私がかわって小委員会の結果について、ご報告をさせていただきます。

なお、その前に小委員会の開催について、塩澤委員さんと私と水口座長さんだったのが、塩澤委員さんが急用ができて欠席という内容の中で、なお、この会議の内容については、事前に塩澤委員さんにご連絡を申し上げて、案を申し上げて検討いただき、その内容については、塩澤委員さんは水口座長さんのほうへ、内容についてはいいので一任するということがあったということで、私と水口座長さんで内容を検討したという内容でございます。

最初の審査基準についての案ということで決定をした内容をそこに申し上げますので申し上げます。お手元のほうへ資料3ということでいっていると思いますが、遊漁料の審査基準について(案)ということで、1つとして共通事項。(1)「アユ」に係る年間券の額については、組合員負担額(賦課金+行使料等、以下同じ)の2.7倍以内の額であれば特別な事情がない限り認めるものとする。2.7倍を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して案件ごとに審査する。

(2)として、「アユ以外の魚種」に係る年間券の額については、組合員負担金の2.1倍以内の額であれば特別な事情がない限り認めるものとする。2.1倍を超える場合は、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して案件ごとに審査する。

(3)として、1日券の額は、年間券の額の4分の1までは特別な事情がない限り認めるものとする。4分の1を超える場合は、漁場区域の大きさ、採捕期間などを勘案して案件ごとに審査する。

2として個別事項として、(1)の、上記に記載されていない事項については、申請ごと

に内水面漁場管理委員会においてそれぞれ判断する。それでこの審査基準は、何年から施行すると。審査基準の施行前に認可した遊漁料については、なお従前の例によるという、そういうことでまとまった案でございます。

なお、次のページに、審議内容についてそこに、4番のほうに申し上げてございます。朗読をさせていただきますが、審議内容としては、従来の遊漁料の算定方法は、増殖等にかかった費用を組合員及び遊漁者の漁獲量に基づき配分する方法をとっているが、漁場管理委員会にて個々の漁獲量の推定は困難であるとの意見が出ていた。さらに、組合員の事業以外の採捕量、遊漁者の採捕量が農林水産統計の対象外となったことから、従来の算定方法は使えなくなり新たな審査基準が必要との認識で一致したとそういう内容です。

遊漁料の審査に当たっては以下の2点について勘案する必要があるということで、四角の中に申し上げてございます。として、増殖や漁場管理に要する費用の算定が妥当に行われているか。として、組合員の負担額と遊漁料との間で当該費用が実質的に見て公平に配分されているかということで。については、増殖指示の基礎となる増殖目標金額を決めるに当たって、組合員負担金にあってはその35%を、遊漁料収入にあってはその45%を用いて算定することが定められており、従来どおり漁場管理委員会にて毎年の増殖事業の実施状況を確認することで、担保できることを確認した。

については、組合員負担金と遊漁料の比率について一定の基準を設けることで対応することとした。アユ、アユ以外の遊漁料年間券額と組合員負担額の比較、年間券額と日間券額の比較、各組合へのアンケートによって調査した河川掃除、放流作業などによる組合員の労働負担の実態、組合員の減少の問題、他県での遊漁料の実態等を勘案して、小委員会としては案の基準値が妥当であろうとの結論となり、本委員会に報告することを決定した。以上が審議内容の経過でございますが、よろしくお願いをしたい、以上でございます。

沖野会長 どうもありがとうございました。大分詳しく、いろいろ資料をもとにして決めていただいたようですが、事務局のほうから何か補足することがありましたら。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 どうもありがとうございました。何かご質問があればいかがでしょう。はい、どうぞ。

松木委員 松木です。ちなみに、今、長野県のこの漁業協同組合でいただいておりますそのアユ以外の魚種で、日釣り券、年釣り券が、およそ平均してどのくらいの額になっているか、ちょっとわかったら教えていただきたいと思います。

事務局 少々お待ちください。アユ以外の・・・

松木委員 後でいいですよ。

事務局 いや、いいです、わかりますから申し上げますけれども。額でよろしいですね。平均は、日釣り券とおっしゃいましたか・・・

松木委員 日釣り券と年券。

事務局 日釣り券は、まず853円が平均になります。年券は、平均でいきますと、4,830円でございます。

松木委員 ありがとうございます。

沖野会長 はい、どうぞ、片野さん。

片野委員 今、その大方の漁協の今の遊漁料というのは、この範囲におさまっているという話で

すけれども、高すぎるというところもいくらかあるわけですよ、今のご説明だと。2割ぐらいは何かという話ですよ。それはこれから、例えば遊漁料の改定ということになるわけですか。もしくはここで審議ということになるんですかね。

事務局 今、決まっているものにつきましては、今までの審査基準に基づいて決まってきたものでございますから、ここでそれを改正するということではございませんで、今後、それらの漁業協同組合から変更したいという認可が上がってきた場合には、ここにある審査基準案で審査していくことになるというものでございますので、一応・・・

片野委員 一つの目安として決めるということですか。

事務局 はい、目安ですね。

片野委員 あんまり強引にやってしまうと、結局あれじゃないですか、今まで2,500円だったのを2,000円にしなくてはいけないとなると、そのもうかっていないところだったら、では今度は放流量をちょっと減らすかということになって、要するにデフレスパイラルみたいになってしまってね、結局、釣り人もどんどん釣れなくなってとなってしまいますよね。だからそれがちょっと気になったんですけれども。

事務局 そのようなことではございません。

片野委員 だから、県のほうはそれぞれの漁協がどのくらい経営的にうまくいっているとか、赤字がどれだけあるとか、そういうのも把握しているんですか。

事務局 一応、総会資料等いただいております。ただ、この問題は、確かに経営上の問題ではあるんですが、遊漁料が上がったからといって、遊漁料収入全体が上がるかどうかは別のご話でございます。すべてがそうだとは申しませんが、一部、遊漁料を上げたけれども、結局、前と全然変わらないとか、釣れ方は変わらない、かえってひどくなったといって、釣り人が来なくなって、遊漁料収入そのものは落ちてしまうという例もございますので。

片野委員 それはあれですよ、結局、企業が物を売るときの物の値段をどうするかということで、上げたら失敗するということもあるし、うまくいくということもあるわけだしね。だから、一種の漁協の経営の問題なんだけど。今回、こういう形で基準をつくと、それがどういう帰結になるのかというのは、ちょっと気になりますよね。今、漁協がどこもみんなうまくいってもうかっているというのならともかく、高齢化してしまって、そのなり手がいないとか、あと何か新しいことができないとか、結局、そういうことが問題になっていると、今度は釣りに行っても釣れないと。今度、遊漁者のほうも何か、いろいろな問題があるでしょうけれども、困るということもあるし、やっぱり全体的に考えなければいけないですよ。

だから、この基準自体は別にいいんですけども、それがどういうふうになるのかなというのは、ちょっと注意深く見ていったらいいし、難しいですよ。だから、その遊漁料が高いところと低いところを比べても、場所が違うし、それぞれ条件が違うから、どれが一番いいかというのはわからないけれども、ある程度そういうデータを集めて検討していくということは大事なかなと思いますけどね。

事務局 おっしゃるとおりかと思えます。個々のこの遊漁料、今、遊漁料の審査基準から漁協の経営、あるいは漁場をどのようにやっていくかと、そういう部分についてのご提言をいただいたと思えます。この基準に基づいてやはり、また漁協さんによっては、もう一回組合員の皆さんにご自分自身の負担というのがどうだというものを見直していただくきっかけに

もなるうかとも思いますし、その上でどれくらいの額でやっていくのがいいか。確かに方法として遊漁料をかなり高くして、その分、かなり放流量を増やして、うまくいっている漁協さんというの、他県を見ますとあります。日釣り券等、長野県よりはるかに高いという漁協さん。それでいて比較的釣り人の皆さんから人気を博しているという漁協さんもございます。そういう例もあるし、また増殖方法をうまく工夫なさって、比較的低い遊漁料ですけれども、その分、それでも魚はきちんと釣れるということで人気を博している漁協さんもあります。その水域ごとにやはり、その状況をやっぱり勘案しながらやっていただくということで、この基準を見ていただきながら、やはりそこは各漁協さんがどのような経営をなさっていくか、それについて、やはり見ていかなければいけないというところで、おっしゃるとおりかと思えます。

沖野会長 よろしいですか。

塩澤委員 塩澤でございます。そのアユの問題についてですけれども、今年あたりを見ていると、常に来る人たちが釣れないから来ないというようなことで、既に、内水面といってもこの河川が本当に限られた、この河口から上がってくるというようなところじゃない、ダム、ダム、ダムで押さえられてしまっているような河川ですから、種苗の多少劣化もあるんだろうと思うんですけれども。固有に言ったら下伊那漁協あたりは釣れないと。それで、それではどこが釣れないのかというと、支流へ入ってしまうんですね。支流でパタパタと釣れるんですけど、あと「ころがし」という魚があるんですけれども、それをやっても釣れないというようなことで、今年あたりは、組合長いわく、全く弱ったというような状況が現実なので。

私は、そういうことにおける場合には、提案したことがあるんですけれども、漁業組合のこの連合会で、河川を、この三面U字溝にもうどんどんかえていくというようなことをやめてほしいということを行ったほうがいいんじゃないかと。今度、民主党になったから相当そこら辺が変わってくるんだろうかもしれないけれども、もうアユのすめる川ではないというのが、どうも私なんかには言わせたら結論じゃないかなと。本当に小河川に放しただけのものが楽しめるだけで、あとはいないというのが、大きな千曲川でもそうではないかなと思うんですけれども。最初に放した魚というのが、本当に楽しく釣れたというのは、わずか1週間くらいのものであるというようなことですから、そこら辺を根本的に考えないと、この漁業組合の成り立ちというのがなくなるのではないかなと。アユのほかにといいると雑魚みたいなもので、溪流のイワナやアマゴはいますけれども、それだけにかかわるわけにはいかないからアユが一番大きいと思いますので、ぜひそこら辺を漁業組合として考えられることを、私はご提案申し上げます。

沖野会長 はい、三枝さん。

三枝委員 漁協の立場でちょっと申し上げたいと思いますが。先ほど片野委員さんから、各、県下の漁協の内容はどうかというご質問がございましたが、私が、今、この連合会の会長という立場でやらせていただいています。相対的にいうと長野県の今の各単協さんは、非常に内容的には厳しいです。そんなにもうかっていないと。それで、ご案内のとおり、各単協の主な運営は、これは賦課金団体でございます、行政からの助成金というのは一切ございません。組合員の賦課金と、それと遊漁者の皆さん方のご協力の遊漁料、これの二本立てで運営をしているという内容でございます。その遊漁料の関係につきましても、その年の気象条

件によって非常に遊漁料の収入が違ってきます。特にアユの場合なんかは、一番極端な例が出るわけです。解禁時分に豪雨等があった場合には、その1年、まるっきりアユがだめになるとか、増水量が発生した場合にはゼロになる。そういう水モ的的な要素がございますので、非常に厳しい内容があると。

それと、今の各単協さんの組合員の現状を申し上げますと、高齢化が非常に進みまして、組合員の跡取りがいなくなってきたというのが現状でございます。組合員が減ると賦課金がなくなる。賦課金がなくなると組合運営が非常に厳しくなる。

そういう現状の中で、今回、このような遊漁料の審査基準を見直していただいたということは、各単協としては、一定の目安がついたということで、非常にありがたい方向ではないかと。私も管理委員会の中でこんなことを申し上げては失礼ですが、ひとつこういう線で皆さん方のご理解をいただければありがたいなと思います。以上ですが。

沖野会長 ありがとうございます。まだ時間は十分あります。橋詰さん、何かご意見ありますか。

橋詰委員 すみません、橋詰です。直接この遊漁料の審査基準に関係があるかどうか、ちょっとわからないんですけども。先ほどの冬期のニジマスの釣りなんかのときの料金の体系ですか、そういったことというのは、各漁協さんにお任せというような形になってくるのでしょうか。

沖野会長 どうでしょう。はい、どうぞ。

事務局 お任せということでは、当然、遊漁規則の中でうたわっていただくことになりますので、冬期ニジマスはどう使うかは、その漁協さんのやり方によってきます。いわゆる特設釣り場管理という形のやり方もあります。その場合は、一般の増殖とは別の放流をしていただいて、それに見合った額をいただくというような形でやる形になります。この形をとっている漁協さんも他県でございますよね。という場合もありますし、それではなくて、一般の、今までやっていただいている増殖行為の中で、それはそのまま冬期もいるわけですから、ニジマスが、普通にそのままの年券の額で、日釣り券の額でそのまま、あるいは賦課金の額で、そのまま冬期も利用できますよという、この場所についてはというのがつくんだと思いますけど、利用できるという体制、どちらをとるかは、組合で審議なされた上で総代会、総会へかけていただいて、県のほうに申請していただいて、こちらで審議するという手順を踏んでやり方を決めていくという形になると思います。

沖野会長 よろしいですか。増澤さんいかがでしょう。

増澤委員 私は釣りのほうですけども、釣りの対象が皆さん方とちょっと違うものですから、私は何とも言えないんですけども。たまたま今度できました美和ダムへマブナを釣りに行ったりなんかしますと、大分料金が、現地にとりに来られるもので大分料金が高いとは思いますが、これはやむを得ないんじゃないかと。私ら、釣ってもそのまままた置いてきてしまうものですから、やむを得ないんだと思います。

私の知っている人にも漁協の方々がいまして、集金やなんかに見えますけれども、なかなか大変だということも私も承知しておりますので、組合さん方の、先ほども三枝さんがおっしゃったように、やはり高齢化でもってなかなかあとのなり手がないんだよというようなことをこぼされておりましたので、今の現状維持といいますが、これからもいづれ高く

なっていくのではないかと思いますけれども、これはやむを得ないんじゃないかと思います。

私らが釣りに行っても大分お金がかかるものですから、大体私らが行きまして、ここら辺の近所ですと、みどり湖だとか、それから美鈴湖だとか、一番高いのが聖湖でございますけれども、大体行って1,000円でございます。聖湖は1,500円。といっても、私らがお金を出し合って、年に何トンという魚を放流しております。それでも1,000円とか1,500円とかとられますので、それでもやむを得ないんじゃないかなということでもってみんな釣りをしておりますので、これはこれからもう少し上がっていくかもしれません、やむを得ないんじゃないかと思います。

沖野会長 ありがとうございます。竹原さん、いかがでしょう。直接あまり関係がないかもしれませんが。

竹原委員 そうですね、竹原です。釣りをしないものですから、そこら辺のところがちょっとピンと来ない部分があるんですが。ただ、先ほど河川をいじっているというお話があったんですが、その件に関しましては、私がフィールドにしているところでも、なるべくいじらないことを前提にしているんですが、人間の経済活動が絡んできますとどうしても災害その他の面でいじらざるを得ないみたいな形になっていまして、見えないように非常にいじられているんですけれども、それが一般の河川では余計大きいのではないかと思います。

ダムのお話も出ましたけれども、かつてダムがなかったころは、それぞれ生息域が一番合ったところにいたんでしょうけれども、今の長野県の状態ですと、多分海まで何もないう川というのはありませんので、そういう状況がどんどん変わってきている中で、やはりある程度放流しながら、その数を維持していくというのはすごく難しいことだと思います。

その川をいじることに関してですけれども、そういうことに関して漁協さんと、例えば国土交通省なりと、当然、いろいろなお話が、すり合わせとかあるんじゃないかと思うんですが、すみません、そこら辺、私、詳しくないので、どんなものなんでしょうか。

沖野会長 後でそうしたらその点はまとめて、事務局でわかる範囲でご説明いただければと思いますし、とりあえずご意見だけ伺って、後でまとめのときで結構です。中澤さん、いかがですか、この遊漁料の審査基準について。

中澤委員 私も、当時、漁協在職のころ、諏訪湖は遊漁料を上げさせてもらたんんですが、日釣り券を上げさせてもらったんですが、年券との差の4対1というようになっていくという現状をしたということで、今のところ、そのままの状況、当時ちょっと日釣りが高いかなというようなご意見もいただいたんですが、平均値からしても妥当な線なのかなと。こういった基準で遊漁料設定をするというのは、非常に、前の基準からするとわかりやすいというか、そんな感じがします。

ただ、組合員との関係の中でいくと、諏訪湖等の一例をとりますと、年間の賦課金が安いかなというような、負担がちょっと思う部分もあります。さらに特例だと思いますが、諏訪湖の例なんかは、65歳以下は半額にしているというような、これも高齢者優遇というか、組合員脱退防止というか、観点で、そんなような状況になっております。そういう意味から、今度の審査基準は、非常にわかりやすく妥当なものであろうかと、そんなように思っております。

現在の私の、漁協から離れた中で、貸し船という形の中でお客さんからすると、結局、先

ほどからも魚の釣れる量とのバランスだと思うんですね。だから、やはり増殖ということに主眼を置いて、遊漁料に見合ったというか、そういった釣果があればそんなに皆さん高くは感じないだろうと思っております。今年あたり、おかげさまで諏訪湖の場合には順調な釣果ですので、一人として、現在、日釣り1,000円ですが、そこら辺で不満を言われる方はないような気がしております。そういう観点から、この審査基準、非常にわかりやすくいいんじゃないか、そんな感じがします。以上です。

沖野会長 どうもありがとうございます。古川さん、いかがでしょうか。

古川委員 今回、小委員会の皆さんから出していただいたこの審査基準についての私の意見は、意見といいますが、感想は、これでやっぱり試行してみるのがよいと思います。それで、一つ、いろいろな物事すべて共通することだと思うんですけれども、特に釣りに関しては、レジャーといいますが、娯楽的要素が強い分野だと思いますので、世の中のはやりすたりにもかなり左右される部分があると思うので、ある程度の期間をおいた時点でまた見直しをするということが大事だと思います。ですので、そのサイクルは、3年にするとか、5年にするとか、あるいはもっと長く10年、その期間はちょっと今ここではわかりませんが、ある程度の時間のところで区切って、これで適切であろうかという見直しをするということをしていただければ、今回のこの数値というものが常にベストということは、またいろいろ変わってくると思うので、その都度、やっぱり変えていくことが必要なんじゃないかなと思います。なので、今回、この基準はとてもよいと思っております。

沖野会長 わかりました。いろいろな規則、必ず見直しが数年ごとにあると思っておりますので、その点も含めて記録に残しておければというふうに思います。松本さんは、まだご意見をいただけていないですね。

松本委員 松本です。佐久漁協です。うちのほう、今から12、13年ほど前に、渓流魚の値上げをいたしました。その経過的なことでございますけれども、翌年度は、2割5分ぐらい上げましたから、そのくらい増えるかなと思いましたが、額は上げなかったときと同じぐらい。したがって、入漁者が減ったという、こういう結論でございました。それが現在どうかということを見ると、今になってこう入漁者が減ってきておまして、でもこれが下げなくてもこのくらいもう減ってきてしまったかなと思うと、やっぱりあのときに、12、13年前ですが、上げておいてよかったかなという、こんな感想をしております。

それから今回のこの値上げの、値上げというか基準の内容でございますけれども。我々の今までやっている中では、これ、金額的には相当こう、うちのほうから比べると高いかなという、こんな感じがしますけれども。自分の組合の運営と加味した中で、額を上げていくものでございますもので、こういう形のわかりやすい審査基準、これは、私は妥当じゃないかとこんなように判断しております。以上でございます。

沖野会長 ありがとうございます。審査基準の中身については、大方の方がこれで当面行くということでご納得いただいているかというふうに思います。塩澤委員から最初に出た河川の形態の変更みたいなものに対する、何ていうか、提言みたいなものについては、大体漁協に、いろいろな工事をするときには漁協が対応されているわけですね、その管理区域であれば、事務局 先ほど竹原委員さんのほうからお話が合った国土交通省という話でございましたけれども、これ、河川管理者だと思うんですけれども。河川管理者と漁業権者の協議というの

は行われております中で、工事等は進められています。確かにおっしゃる中で、なかなか人間活動の中、特に災害があった後の災害復旧の場合ですと、どうしても地域の住民の皆さんの生活との兼ね合い、安全性との兼ね合いの中で、工事を全然やらないというわけにもいかない中で、あるのではないかと。特にここ数年はそういう例が、長野県はちょっと多いのではないかと思います。

その中で考えることですが、この漁場管理委員会でも何回か議論しております増殖の方法の中で、自然再生産というのをもっと重視した増殖というのをやはり前面に出していくということで、このエリアというのは卵を産むために、稚魚が育つために、そのために大事な場所だということをややはり漁協としても示しながら、そしてそれを一般の方にもわかっていただくというところで、そういったような増殖というのを、全部ができなくてもできる場所で進めていく。そうすると、例えばこの支流というのは、例えばイワナが普通に自然再生産で卵を産んでいて、春に行けば稚魚がいると。秋に行けば卵を産んでいる場所が見える、だからここに人工の産卵床を造成するんですという場所というのを、工事に入るとなった場合での配慮というのはかなりのものになるのではないかなというような形で。ある意味そういう方向というのは、今後の増殖の中で、漁協さんがやる増殖というのがその自然環境との兼ね合いで、一つまた次の段階へ行けるんじゃないかなというのをちょっと事務局として、申しわけないんですが、この前から議論していただいている部分、そういう部分にも働くのではないかと思います。

沖野会長 これまでに内水面漁場管理委員会から河川管理者に、河川の改修はこうしてほしいというような、要望とか提案したことがあるんですか。

事務局 それはちょっとございませんね。

沖野会長 最近は特にないですよね。

事務局 漁場管理委員会で・・・

沖野会長 どちらかという、その場所の漁協が対応して協議しているということですか。

三枝委員 ただいまの河川工事に関する漁協と河川管理をする河川管理者との協議の問題ですが、

このことについては、もう何年ばかり前になりますかね、漁連としても取り上げまして、県の土木部の関係、それから千曲川の、北陸地方建設局の関係で長野にある千曲川工事事務所等々に、河川工事をやる場合には、ひとつ事前にお話をいただきたいと。そして工事内容については、ひとつ協議をしていただきたいという申し込みをいたしまして、長野県の関係では各出先機関、建設事務所等には、県のほうから指示を出していただきまして、各出先機関の建設事務所では、その地域の単協と、今、事前協議と工事内容について協議を進めているのが大部分でございますが。主な直轄河川について、まだ不満があるということで、そこらも、今、問題になってきて、漁連が先に立ってそういう解決をしてくださいという組合員の要望もございます。これら等において、今、会長さんから言った管理委員会からそういう内容について、ひとつ河川管理者に要望していただけるということになれば、なお本当にありがたいことでありまして、ひとつそんなような方向づけをしていただけたらありがたい。

それで、ご案内のとおり、河川法が改正になりまして、今までの河川法は、治水と利水が主にメインだったんですが、改正になって、環境に配慮しろという一項が加わってきて、それぞれ河川改修をするときには環境に配慮した工事をやりなさいということで、そこらも河

川管理者である程度理解をしていただいで対応していただいているのが、今、現状でございますが、以上、ご報告申し上げます。

沖野会長 ありがとうございます。この議題とはちょっと外れてしまうもので、今日ここで決めるというわけにもいかないでしょうから、次期委員会への申し送りの中に、そういうような河川管理者に対する漁場管理委員会からの意見というものを出せるかどうか、まずは事務局に検討していただいで、出せるようであれば、何らかの形でどんなものを出すかというのを討議してもらいたいかなというふうに思うんですけども。今日ここではちょっと話がずれますので、そんな形で申し送り事項として、この場でもって認めていただければ、事務局のほうにそういうふうに申し送りをするようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。事務局のほうは、それ、どうでしょう。

塩澤委員 塩澤です。この件について、私としては、我々の釣り人の団体で県知事あてに以前に、今年なんですけれども、出したんですよ。要するに、今、森林税というのをとっている、県民から500円ずつとっておるのがありますけれども。これの中で、ぜひひとつ、山を要するに伐採するだけじゃなくて、広葉樹を植えて、それで河川の劣化を改善していくということによって、魚が生き返るんだというような内容のものを提案してあるものがあるんですけども。

この間も飯田へ板倉副知事が見えたときに、こんなようなご提案もしたいものだというような話はしておきましたけれども。まず水がよくないと魚がすめませんし、それでこれだけ高齢化になると、値上げしても釣り人は来なくなるし、全く釣り人がいなくなったら、今の漁業組合は漁師さんというのが本当に少ないですから、これから先を、私も釣り人としても、それで私の業界としても、非常に問題視をしておるところでございますので、皆さんにご提案だけ申し上げておきます。

沖野会長 ありがとうございます。事務局のほうでは、今日、今の話を結論づけるということじゃないもので、どういうふうにしたらいいかというあたりも検討していただいで、申し送りをお願いします。

事務局 わかりました。申し送りということで、漁場管理委員会として河川管理者に対して、何らかの意見ができるかどうかということを含めまして、この委員会、漁業法と地方自治法に基づきまして定められている行政委員会でございます。職務権限の内容もございまして、その辺、精査するというのも含めて申し送りでさせていただきたいと思っております。

沖野会長 はい、片野さん。

片野委員 ただ要望してもだめですよ、それは。もっと具体的に、例えばここでこんなアホな工事をして、それで例えば千曲川だったら、今、何か変な堤防みたいなものをつくっているでしょう、突堤みたいなものをつくっていますよね、岸から直角に。その間、10メートルぐらい掘って、それで洪水対策というのをやっているんですよ。それで一雨出ると全部埋まってしまうとかね。あと支流の依田川なんかでも、京都の加茂川みたいに段差つけてね。みんな個々に、この工事は一体どういう意味があるのかと、こういう場所でこんなことをして一体何になるのかという具体例みたいなものを集めながら、独自に訴えていくしかないと思います。

もう相当ひどい段階に来ていますよね、長野の川は。僕、10何年前に来たときにもひどいと思ったんだけど、最近ますますひどいし、例えばアユのシーズンになったらもうすぐ水が

濁ってしまって、水が濁ったらストレスが高まるから、それで冷水病が出てみんな死んでいなくなってしまうというような、ここ何年も続いているんですよ。だから、比較的溪流のほうはましだから、溪流でいくらかもうけてアユで損しているみたいな感じが多いんですよ。

だから、例えば千曲川河川事務所がこういう計画をするといったときに、あそこ、委員会があるんですよ、千曲川河川事務所。沖野さんも入ってられるし、僕も一度聞きにいったことがあるんだけど。そうすると、最後のほうにこういう工事をしますとダァーッと出るんです。例えば研究者が、ここはおれの大事なフィールドだからつぶさないでくれと言っても、もう決まりましたのと言って進んでしまうんですよ。

それから、今、そういう建設側が考えているのは、洪水を絶対なくすと言っている。そうすると、100年前にこれだけ水が出たときがあるというデータを持ってきて、こうなるとここここは氾濫するから、川を何メートル掘り下げなければいけないというような形で話を進めていくんです。昔と今で大分違いますね。川を掘るとか、堤防を高くする以外にも、分水をつくるとか、いろいろなやり方があると思うんですよ。だからそういうことが、今、建前では漁業者や一般市民や学識経験者の意見を聞くということになっているんだけど、実際ほとんど、一応聞きましたということに進んでしまっているんですね。

だから我々としては、ただ要望してもあんまり効果がない。国のほうはそうだし、県のほうはもっとひどいですからね。ここであえて言うてはなんだけれども、国は一応生物多様性の保全ということを国の政策として出している。県のほうは、県とか市町村になると、もうそういう環境保全の考え方は全然ないところがありますからね、長野はどうか知りませんがね。だから我々としては具体的にそれぞれの場所で、こんな意味のない工事が行われているとか、こんな環境破壊が行われているとか、こんなところからこんなに濁った水がどんどん流れてきているとかという資料をつくって、それで具体的にこういうことをやめてほしいということを提言していかないとだめだと思います。そうしないと、もう釣りも成り立たないし、漁協も成り立たないし、漁場管理でいくらやってもだめだということになるから、そういうことを次の委員会では集中的に、みんなで知恵を出して、提言という形で出して。河川、その工事をする人に言うだけでなく、マスコミに流すとか、そういう形で訴えていかないとだめだと思いますよ。

沖野会長 どうぞ、松本さん。

松本委員 河川の関係で関連しますけれども、私のほうで、最近、千曲川がえらい増水しなくても濁りがすごいんですよ。昨年、そんな状態がございましたもので、私、上流まで上っていきました。そうしたら、野辺山からの川からは濁りはいくらかも出てないんですよ。全部、川上の土地造成をした、野菜ですか、そこへ行きましたら、とにかく雨が降っても野菜出しをやるわけですね。こんなタイヤのトラクターで荷物を積んで、農道を行ったり来たりするわけですよ。マルチを張ってありまして、雨がそこへみんな流れます。排水がないんですよ。ですから、道路が排水で、半日、水が流れてきます。大きいトラクターが行ったり来たりしまして、すごい濁りが川へ流れ込んでいるんですよ。今、農地造成がものすごく川上においては進んでいるというようなことですが。とにかく今年の状態なんかえらいものですね。魚のシーズンに、雨がもう降れば、佐久のアユはもう全滅というような感じですね。今年が特に顕著でございましたけれども。

この会が、先ほどのお話のようにそんな提案をしてもいいかどうかなんて言われていたものですから、困っている状況、私、一言申し上げまして、以上でございます。よろしく願います。

沖野会長 事務局から何か。

事務局 今、さまざま、漁場の環境、漁場環境にかかわるご意見、皆さん、委員の方からいただきましたけれども、先ほども申し上げましたとおり、内水面漁場管理委員会において、委員会は漁業法に基づいて、それぞれ、職務権限、決定、決まっている委員会でございますので、その職務権限の中で、そのような形での意見なり、第三者なりに法に基づいた意見が出せるかどうかということについては、ちょっと私どものほうに調べさせていただきたい。その上で、もしそのような形ができるという形があれば、またあわせてご審議いただければと思いますので、よろしく願います。

沖野会長 では今の議題のほうを先にいきますが、遊漁料の審査基準、1枚目のところの文章が県への提言ということになりますが、内容については、当面これで行くということでご異存ないと思いますので、この案をとって県のほうに提出したいというふうに思います。よろしいでしょうか。ではそれはそれでやらせていただきます。今の件については・・・

三枝委員 会長、この最後の施行はいつからになりますか。

沖野会長 これは、年月日はどう、いつ。

事務局 今、何日になるということは、事務処理の問題なので、できませんが、これでご意見をいただいたと、県とすれば、事務局ですけど、ご意見をいただいたということで、県のほうで期間決定いたしましてやりますけれども、なるべく早くというだけで、申しわけありません。

三枝委員 ということは、問題は各単協さんでこの遊漁料の変更、遊漁規則の変更をしなければいけない。それには総代会の議決が必要なんですよ。そして議決に基づいて申請をしということで、相当時間がかかるわけ。だからいつごろ施行になるかということで、各単協さんの段取りが違って来るわけ。それでお聞きをしたんですが。

沖野会長 これは現在あるものを変えるとき基準ですから、まだ全員が変える・・・

三枝委員 だからこれをかけるのに、いつから施行するということがわかっていると総代会にかかれるわけ。

沖野会長 早くにかかれるということですか。その辺はどうでしょう。

事務局 施行してからお考えになっていただくわけなので、なるべく早くやりますとしか、申しわけありませんが、放っておくということではございませんので。

沖野会長 それでは先ほどからの河川環境に関する件は、申し送りで次期委員会にお願いして議論していただくということにしたいと思います。

事務局 はい、了解いたしました。

沖野会長 それでは(4)の遊漁料の審査基準についてということは、今の形で県に提言をさせていただいて、(5)に移りたいと思います。野尻湖から関川等へのコクチバス・オオクチバス逸出調査結果について、これは事務局からの報告ですので、よろしく願います。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 どうもありがとうございました。どうなるか心配した面もあるんですが、今のところ

逸出してないということでもあります。何かご質問、ございますでしょうか。まだこれは、調査はいつまででしたか。

事務局 すみません、申し添えるのを忘れました。これは委員会の200回の決定では、続けて行うということになっていましたので、来年度も同様に行う予定です。

沖野会長 はい、どうぞ、松木さん。

松木委員 私ども、野尻湖でも一生懸命、月に2回、メンバーを組んで観察をしているところですが、今日現在まではそういうコクチバス・オオクチバスが全然見つかっておりませんし、今後もずっと月に2回ずつ調査をしていく予定であります。よろしくお願いします。

沖野会長 よろしく申し上げます、こちらこそ。それでは議事関係はすべて終わったので、その他で何か、事務局でありますか。

事務局 特に用意してあるものはございませんので。

沖野会長 はい、それでは塩澤さん、どうぞ。

塩澤委員 野尻の関係を含めてブラックバスの問題で、私もこの漁場管理委員会に出させていただいて10年、大変このバスという問題が大きくなり上げられたものでございまして。私、一釣り人として見ると、これはきちんとかようなルールにのっかった形でやらなければいけないということをや釣り人に教えながら、この長野県内を含め、また全国にそれを発信してまいりまして、県の関係、この漁場管理委員会の皆さんのおかげで、当初から、私、提案してありました野尻湖と木崎湖というものにおけるオオクチバスのリリースをできるようにするというのでやってまいりましたけど、おかげさまで、皆さんのご協力のできるようになったと。

それでこの調査においても、まさか33センチのやつがああ細かい網をくぐっていくとは考えられないということで、これは新潟県のほうに住所のあるお魚ではないかなと。これ、内水面ではなくて全内漁連の害魚関係の、私も委員をやりましたけれども。新潟県の方は、あくまでも禁止ということで、それ以上のことはやってないということなので、いるものはいるといって駆除もしてないわけでございますので、これは新潟県の、いわばエゴだと思えますから、私は正々堂々と、長野県はこういうルールにのっかってやるようになりましたということで、皆さんのご協力のできたことに感謝申し上げます。

沖野会長 どうもありがとうございます。事務局、何か。

事務局 申しわけありません。ちょっと一応確認だけ。再放流禁止の指示が解除されているのは野尻湖だけですので。

塩澤委員 今はですね。

沖野会長 おわかりだと思います。大分まだ早いんですが、よろしければ、はい、どうぞ、古川さん。

古川委員 古川です。確認も含めてちょっと教えていただきたいんですけども。今日、一番最初にやりました資料1の25ページのところですが、調整規則からブラックバスとブルーギルを外す、その理由は、調整規則よりも外来生物規制法のほうが、罰則がより厳しいのでということだったんですが。その厳しい罰則というのは、具体的にどんなものですか。

事務局 すみません、すぐちょっと、今、出なくて。申しわけありませんでした。飼養等の許可を受けずにそれについて違反した場合は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、

これは個人の場合でして、業者がやった場合は、罰金刑が1億円まで行きます。

片野委員 警察の協力も違うだろうね、調整規則と外来生物法では。

沖野会長 そうでしょうね。

古川委員 調整規則のときの罰則というのは、やっぱり甘いものだったんですか。

事務局 甘いというか、別冊でお配りした中に全文書いたものがあるかと思うんですけども。

その、申しわけありません、最後の1枚のほうの第34条ですが。ページが振ってなくて申しわけないですけど、9/22となっているところですけども。第34条のところでありますように、6カ月以下の懲役、10万円以下の罰金となっております。

沖野会長 ほかによろしいでしょうか。ではよろしければ事務局にお返ししますので。

事務局 ありがとうございます。本日はお忙しい中、長時間にわたり熱心なご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第202回長野県内水面漁場管理委員会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

沖野会長 最後にお礼を言おうと思って忘れましたが、この委員会も今日で任期が終わりになりますので、どうもいろいろとご協力、ありがとうございました。大変難しい問題もあつたりしたかと思うんですが、4年間、無事終わることができました。どうもありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員